

1. ジオツアー主催者の賠償責任保険

(1) 概要

ジオツアー主催者が主催したジオツアーの遂行に起因した偶然な事故により、参加者などの他人の生命や身体を害した場合に、ジオツアー主催者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金、争訟費用など)に対して、保険金を支払います。

(注) 他人の財物に損害(滅失、破損または汚損)を与えた場合も対象にすることができます。

(注) ジオツアー主催者の法律上の賠償責任を補償します。

共同主催者や、ジオツアーのガイド個人の賠償責任を補償するものではありません。

(注) 法律上の損害賠償責任とは、民法などの法律に定められた損害賠償責任のことをいい、本保険では損害賠償責任が客観的に生じた場合に補償され、保険金支払いにあたっては争訟の判決や和解、仲裁、調停などの法的な手続きを要するものではありません。

(2) 保険名

施設所有者賠償責任保険(対象行事をジオツアーとする)

(賠償責任保険普通保険約款、施設所有者特別約款)

(3) 支払われる保険金

損害賠償金

争訟費用(保険会社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬など)

緊急措置費用(応急手当、護送など緊急措置のために要した費用)

損害防止費用(損害の発生または拡大の防止のために必要、有益であった費用)

権利保全行使費用(権利の保全、行使に必要な手続きに要した費用)

協力費用(保険会社に協力するために要した費用)

(4) 保険金をお支払できない場合

身体の障害のみを対象とした場合の他人の財物の損害

ジオパークに勤務、従事する方の身体の障害

ジオツアー主催者に法律上の損害賠償責任がない場合

ジオパーク主催者、参加者の故意による事故

ジオパーク施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する事故

ジオパークの施設の使用、管理の不備に起因した事故

地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する場合

自動車、航空機等の使用、管理の不備に起因した事故

ジオツアー終了後に発生したジオツアーに起因する事故

ジオパークが提供した飲食物に起因する身体の障害 など。

(注) 詳細は保険約款、特約を参照。

(5) 契約例(支払限度額、保険料)

年間のジオツアー参加者実績が2,000名として

項目		支払い限度額	免責金額	保険料(1年間)
他人の 身体	1名につき	3,000万円	(1事故)	約13,000円
	1事故・年間	1億円	1万円	
他人の 財物	1事故・年間	1億円	(1事故) 1万円	

(注)他人の財物の損害も対象とした場合

項目		支払い限度額	免責金額	保険料(1年間)
他人の 身体	1名につき	3,000万円	(1事故)	約15,000円
	1事故・年間	1億円	1万円	
他人の 財物	1事故・年間	1億円	(1事故) 1万円	

(注)保険料は改定となる場合があります。

(6) 契約の方法

- ① 前年度のジオツアー参加者数の実績により保険料(確定保険料)を算出します。
保険期間中の参加者数が、前年度の参加者数より増加しても追徴保険料はなく、減少しても保険料の返還はありません。
(注)前年度の実績がない場合(新たにジオツアーを開始する場合)、年間の参加者数の見込みによる保険料(暫定保険料)を算出し、保険期間終了後に実際の参加者数に応じた保険料(確定保険料)との差額を、追徴または返還します。
翌年度の保険料(確定保険料)は、前年度の参加者数の実績により算出します。
- ② 保険申込書、前年度の参加者数についての告知書に、代表者印をいただきます。
- ③ 保険料を保険開始前までに、弊社に振込みいただくか、保険開始の翌月末までに保険会社の請求書により保険会社に振込みます。
- ④ ジオツアー参加者については、名簿を作成し保管いただきます。

以上